

都市計画法第32条に基づく協議申請書

都市計画法第32条の規定により、新たに設置される公共施設について、別紙協議書のとおり協議を行いたく申請します。

年 月 日

栃木市長

あて

申請者 住所

氏名

(※)

(※) 法人の記名押印をしてください。

開発区域に含まれる地域の所在及び地番			
開発区域の面積	実測		
開発行為の目的			
新たに設置される公共施設	種別	種目	規格
その他			受付処理欄

協 議 書

栃木市（以下「甲」という。）と開発行為申請者（以下「乙」という。）の間に、開発行為により設置される公共施設の管理等について、下記のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定に基づく協議が成立したことを確認する。

年 月 日

甲 栃木市

市長

印

乙 住所

氏名

※

※ 法人の記名押印をしてください。

1 開発区域に含まれる地域の所在及び地番
栃木市

2 開発区域の面積
実 測
公 簿

3 開発行為の目的

4 新たに設置される公共施設の表示

種 別	種 目	規 格	摘 要

5 新たに設置される公共施設は、法第36条第3項の公告の日の翌日において、
が管理し、その土地は に帰属するものとする。

6 新たに設置される公共施設の維持（破損等の補修）については、法第36条第3
項の公告の日から3年間は乙が行い、これに係る費用は、乙の負担とする。
併せて、瑕疵担保満了日の2ヶ月前に、引渡検査を行うものとする。

公共施設の用に供する土地の帰属依頼書

年 月 日

栃木市長
(

あて
課)

住 所
開発事業者

氏 名 (※)

(※) 法人の記名押印をしてください。

栃木市宅地開発指導要綱第16条第3項の規定に基づき、開発行為により新たに設置された公共施設の用に供する土地の帰属に伴う関係図書を、別添のとおり提出します。

記

1 公共施設の種類

2 公共施設の所在
栃木市

3 開発許可年月日及び許可番号
平成 年 月 日 栃木市指令 第 号

4 提出図書

- (1) 登記承諾書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 資格証明書（市外に所在地が存する法人の場合）
- (4) 登記原因証明情報
- (5) 土地登記簿謄本
- (6) 地積測量図
- (7) 公図写
- (8) 区域図（1/2500）

※協議先ごとに作成すること。

実印

登記原因証明情報兼土地登記承諾書

1. 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
(2) 登記の原因 年 月 日 都市計画法第 40 条第 項の
規定による帰属
(3) 当事者 権利者(甲) 栃木市
義務者(乙) _____
(4) 不動産の表示

栃木市					
町	字	地番	地目	地積 (㎡)	摘要

2. 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、年 月 日、本件不動産を都市計画法
第 40 条第 項に基づく公共施設として、帰属した。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3. 所有権移転登記に関する承諾事項

乙は、甲に対し、上記 2 による、本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日 宇都宮地方法務局栃木支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者(甲) 住所 栃木市万町 9 番 25 号
(帰属を受ける者) 氏名 栃木市長

義務者(乙) 住所
(帰属をする者) 氏名

